

## 平成 24 年度の雇用保険料率 前年度より引き下げました。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの  
雇用保険料率は、次のとおりです。

(平成 24 年度 雇用保険料率表)

事業の 種類	負担者				①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業	5/1000 (6/1000)	8.5/1000 (9.5/1000)	5/1000	3.5/1000	13.5/1000 (15.5/1000)
農林水産 清酒製造の事業	6/1000 (7/1000)	9.5/1000 (10.5/1000)	6/1000	3.5/1000	15.5/1000 (17.5/1000)
建設の事業	6/1000 (7/1000)	10.5/1000 (11.5/1000)	6/1000	4.5/1000	16.5/1000 (18.5/1000)

表の( )書きは H24 年 4 月以前の保険料率です。



厚生労働省 / 都道府県労働局 / 公共職業安定所 (ハローワーク)